

昭和六十三年五月三十一日受領  
答弁 第三二一號

内閣衆質一一二第三一號

昭和六十三年五月三十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 宮澤喜一

衆議院議長 原健三郎殿

衆議院議員辻第一君提出特別養護老人ホームの拡充に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員辻第一君提出特別養護老人ホームの拡充に関する質問に対する答弁書

一について

特別養護老人ホームについては、これまで社会福祉施設の中でも特に重点的に整備を行ってきたところであり、今後とも、地域的な適正配置、入所待機者の状況等に配慮しつつ、着実に整備を行っていくこととしている。

また、特別養護老人ホームの施設整備に要する費用については、その二分の一の国庫助成を行っているとされており、今後とも所要額の確保に努めてまいりたい。

二の①について

特別養護老人ホームの痴呆性老人介護加算については、その要件の緩和を行う必要はないものと考えている。

## 二の②及び③について

特別養護老人ホームの職員配置及び措置費の水準については、従来から、適正な職員体制の確保及び入所者処遇の向上を図る観点から、その充実を図ってきているところである。

## 三について

特別養護老人ホームは、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な六十五歳以上の者を入所させ、養護することは目的とする施設であり、低肺機能という特定の障害についてのみ入所要件を緩和することは考えていない。